

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和47年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第5号中「あつて」を「あつて」に改める。

第3条中「次の各号に掲げるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第5条中「次の各号に掲げるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第1号中「でい酔」を「泥酔」に改める。

第6条中「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改め、同条ただし書中「あつて」を「あつて」に改める。

第7条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

別表第1第3号を削り、同表第4号ア中「毎日」を「定期的に」に改め、同号イ中「及び昆虫類」を「、衛生害虫等」に改め、同号を同表第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 寝具類

ア 寝具は、適切に洗濯及び管理を行うこと。

イ 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに、洗濯したものと取り替えること。

別表第1第5号を削り、同表第6号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同号キ中「^{いつすい}溢水」を「^{いつすい}溢水」に改め、同号キを同号カとし、同号クただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同号クを同号キとし、同号ケ中「あつては」を「あつては」に改め、同号ケを同号クとし、同号コ中「当たつては」を「当たつては」に改め、同号コただし書中「あつて」を「あつて」に改め、同号コを同号ケとし、同号サ中「あつては」を「あつては」に改め、同号サを同号コとし、同号シからセまでを同号サからスまでとし、同号ソ中「あつては」を「あつては」に改め、同号ソを同号セとし、同号タ中「ソ」を「セ」に、「エ」を「ウ」に改め、同号タを同号ソとし、同号チただし書中

「あつては」を「あっては」に改め、同号チを同号タとし、同号ツからナまでを同号チからトまでとし、同号を同表第5号とし、同表第7号を同表第6号とし、同表第8号イ中「石けん又は消毒薬」を「消毒液、石けん等」に改め、同号を同表第7号とし、同表第9号を削り、同表第10号を同表第8号とする。

別表第2第1項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第2号ウを削り、同号エ中「和式の構造設備による客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し」を「客室は」に改め、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同項第3号中「調理室」の次に「を設ける場合」を加え、同号イ中「昆虫等」を「衛生害虫等」に改め、同項第4号イ及びウを削り、同号エを同号イとし、同号オからキまでを同号ウからオまでとし、同号クただし書中「なつている」を「なっている」に改め、同号クを同号カとし、同号ケからスまでを同号キからサまでとし、同項第5号を次のように改める。

(5) 脱衣室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

別表第2第1項第6号イを次のように改める。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

別表第2第1項第6号ウ中「昆虫等」を「衛生害虫等」に改め、同項第7号中「定員数以上を有する」を「収容定員に応じて十分な数を備える」に改め、同表第2項から第5項までを削り、同表に次の1項を加える。

2 下宿営業の施設の構造設備の基準

(1) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

(2) 客室は、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること。

(3) 適当な数の寝具を有すること。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

旅館業法の一部改正によりホテル営業及び旅館営業が統合され、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が創設されることに伴い、当該営業に係る施設の構造設備の基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。